

法務・資格TF 議事概要

1. 日時：平成22年1月28日（木）16:00～17:00
2. 場所：永田町合同庁舎2階 B会議室
3. 議題：上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの行政書士の参画について
（3か年計画フォローアップ）
4. 出席者【規制改革会議】福井主査、阿部専門委員
【有識者】
東京都行政書士会 理事 高橋 脩 氏
行政書士 原屋 陽 氏

○福井主査 それでは、本日は大変お忙しいところありがとうございました。

本日は、上陸口頭審理及び違反口頭審理手続きへの行政書士の参画につきましての規制改革3か年計画に関しまして、それがどのように運用されているのかということで、事情にお詳しい高橋先生と原屋先生をお迎えしております。御存じの入管行政のこの答申とのかかわりの実態等につきまして、忌憚のない御意見を伺えればと存じます。

それでは、冒頭、ポイントを御説明いただきまして、その後質疑とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

○高橋脩氏 では、私の方から御説明させていただきますけれども、一番最初に、この行政書士法の1条の3というのは、平成13年に改正になりました、この改正で報酬を得て書類を作成して、代理権の範囲内でその書類を出すことができるという条文が明確になったわけです。それと今日のテーマと密接な関係がありまして、この口頭審理についての行政書士が立ち会い及び代理までできるかということの御説明をさせていただきたいと思っております。

この行政書士法の1条については、後でお読みいただいても結構なんですけれども、一応、行政に関する手続の円滑化を目的として、国民の利便性に寄与するというのが大前提ででき上がっている条文です。この辺のところはよろしいですね。省略させていただきます。

それで、今の違反口頭審理の手続が弁護士法72条の法律案件になるかならないかということなんですけれども、私どもの見解としては、強制退去手続自体は行政手続の一環であって、よく言われております刑事裁判の三審制という考え方には当たらないと考えております。

当たらない理由としては、裁判というのは、対立当事者間の具体的な権利義務及びその存否についての個別的な解決を目的としていると。それで、判決に不服な場合、上訴するというような制度になっておりますけれども、在留特別許可の制度というのはそういう制度ではなくて、たまたま第1段階、第2段階、第3段階というような形で、入国警備官の違反調査、それから特別審理官の口頭審理、それから法務大臣の裁決というような形で3段階の処理をしておりますけれども、この条文に書いてあるとおり、第1段階の入国警備官の違反調査は、入管の内部処理の間

題なんですね。要するに、出された陳述書の記録を正確に調査するという内部処理のことで、紛争の処理ではないという考え方をとっています。

それから、その次、それでもなおかつ特別審査官が口頭審理をして、入国警備官が違反調査をしたものを、文字どおりもう一回、当事者に読み聴かせるわけですね。当事者に読み聴かせて、これは間違いありませんという形で、当事者も間違いがないと言え、そこで調書に署名、捺印するという形になります。それでも、どうしても日本にいたいという申出があるときは異議の申立てをし、こういうことになっているんですね。この異議の申立てという言葉が、ちょっと何か紛争性を帯びた言葉として誤解されているということなんですね。ですから、これを情願申出書とか何とかという名前に変えれば、全く争訟性を帯びないことになるのではないかと私どもは解釈しています。ですから、第3段階の法務大臣の採決は、白黒つけるのではなくて、ただ、お願いで採決を待っているという立場です。

ですから、結論から言いますと、入国管理局に提出する書類を、陳述書をつくるだけであって、不服申立てとか異議の申立書をつくっているつもりは、行政書士としては全くそういう認識はないんですね。認識はありません。ですから、当然にして弁護士法72条という法律事件に関する法律事務の取扱いではないし、それから、法律事件に対する周旋行為でもないという見解をとらせていただいています。そういうことで、弁護士法72条の違反にはならないというのが私どもの法律的な解釈です。

それから、その次、では、なぜ行政書士を使うことがいいのかということなんですけれども、これは、行政書士が最初から、相談を受けた時点から、その当事者の事情を全部、何時間、何十時間にわたって聞いておりますので、それに基づいて書類をつくっていますから、その書類を全く無視して、これは行政手続ではないというような形で、確かに行政手続法の中には、入管法は除外の項目に入っているんですが、それはどう考えても、これは紛争性がないものだから行政手続の一環の中でやってもらって十分問題ないという考え方をとらせてもらっています。

それで、あと、こちらにその理由を書いておりますけれども、内容を一番理解しているのは相談に乗った行政書士であるということです。途中から弁護士さんが入ってきても、弁護士さんは書類をつくっていませんから、二度手間になって、もう一度、一からその当事者に聴き直すという形になります。そうすると時間と費用も相当かかります。そういうことがあります。

それと、もう一つ、さっきの身分関係の婚姻関係の問題ですけれども、もしここで情願した許可が下りなければ、離れ離れになって婚姻が継続できないというような、身分関係が遮断されてしまうというようなことにも通じるかと思えます。

それと、あと、現実的なお話をしますと、行政書士は、この入管法の施行規則ができた平成元年より入国在留関係の申請取次ぎを認められておりまして、ちょっと全国の行政書士の人数は把握しておりませんが、東京会の行政書士の人数が約4,700名おります。そのうち申請取次ぎの届け出をしている人間が、去年の12月現在で1,800名おります。これだけの人間がいて、それで、これだけの人間がただ茫然と申請の取次ぎの書類をつくっているのではなくて、やはり、先ほども申し上げましたように、更新のために、3年に一遍更新なんですけれども、カードの更

新をやります。そのカードの更新は、ピンクカードと通常言っておりますが、このカードには弁護士、行政書士という形で並列で書かれています。ということは、ピンクカードに違いはないというのが私どもの考え方です。

そういう考え方に基づいて、行政書士会自体も、3年の更新のときには強制研修も受けますし、こちらに今日来ている担当副会長の国際部の方でも、年3～4回の研修をやったり、それから、自分たちで任意に勉強会を開きましてやっている団体が、東京会だけで30団体ほどあります。こういうことが今の行政書士の入管業務に対する現状です。

それに対して、弁護士さんの方は、申請取次ぎの届け出が認められたのが平成17年からです。ですから、まだ歴史が浅いですね。そういう意味では、やはり行政書士を今までどおりこの入管業務に参入させていただくと同時に、この特別在留手続の立ち会い、少なくとも立ち会いは、一から書類をつくっている行政書士がやるのが一番妥当ではないかと思っております。

あと、最後になりますけれども、この入管法の法律自体の成立過程というものは、ほとんどがアメリカの移民法から引っ張ってきているんですね。アメリカの移民法というのは、もともとアメリカは移民国家ですから、人を入れない限り国家が発展しないという形でどんどん人を入れてきた経緯がありまして、この間の9・11事件でちょっとこれはまずいよという形で厳しくはなりましたが、それでも正常にアメリカ国民として働いている人に対しては、不当な残留者であっても、アムネ스티、正常化するような動きはまだ残されているんですね。

ですから、日本の入管当局もそういうようなことを考慮していただきたいということと、あとは、アメリカのロイヤーというのは弁護士だけを言わないんですね。日本でいう税理士も司法書士も行政書士も、すべてロイヤーなんですね。そういう意味では、私どもが行政書士ロイヤーという言葉が当たっているか当たらないかわかりませんが、ロイヤーの一員として参加して、この入管行政に対して国民の利便性、あるいは外国人の利便性について寄与するのが一番ベストなのかなというのが、これは行政書士会の大多数の意見がそんなところで、今、現状は動いておりません。

以上、ちょっと報告、また後で報告させていただきます。

○福井主査 ありがとうございます。では、原屋先生。

○原屋陽氏 今日のテーマは口頭審理への行政書士の参画ということなんですが、2つに分けてお話をしたいと思います。1つは立ち会い、1つは代理ということです。

立ち会いについて申し上げますが、本来、第3次答申が出、そしてその後、入国管理局から平成21年1月7日付の事務連絡が出た後、行政書士の口頭審理への立ち会いはできると私たちは理解していたんです。ところが、実際には、こうした第3次答申あるいは1月7日付の事務連絡というものがあがりながら、実務上の取扱いにおいては、口頭審理から行政書士を排除するということが行われているんです。

これは私が実際に体験したことなんですが、外国人から依頼を受けて口頭審理に立ち会おうとしたところ、行政書士さんは立ち会いはできませんよということで拒否されてしまいました。そのときにお話を担当の特別審理官としたところ、これは東京入管の独自の判断ではなくて、本省

からそのような指示が出ているんだということで、さらに本省の審判課の方とお話をしたんですね。

その本省の行政書士を立ち会いから排除するという理由が、大きく言って2つあるんです。一つは、外国人が業務の依頼を行うときに知り合った行政書士は、その外国人にとって知人とは言えない。入管法の10条4項が言っているのは、親族・知人を立会人として立ち合わせることができるといことなんですが、親族・知人には当たらないからだめだというのが一つの理由ですね。

それから、もう一つは、行政書士が業として立ち会いを行うことは認められませんよと。なぜ業として立ち会うことは認められないんですかと聞いたところ、第3次答申の文面の中に「行政書士の業としてでなければ立ち会いは認められる」とはっきり書いてあるので、「行政書士の業としてではない」ということを立証しない限り立ち会いは認められませんよと。

○福井主査 済みません、その業としてでなければというのは、答申の中ではどこに書いてありますか。

○原屋陽氏 答申の、添付資料としてつけてあるんですが。お手元にありますか、その添付した。

○福井主査 問題意識の部分ですよ。閣議決定部分じゃないですね。

○原屋陽氏 問題意識のところですね。問題意識のところの下から3行目に書いてある。

○福井主査 わかりました。

○原屋陽氏 この業としてでなければ立ち会いが認められるというこの第3次答申の内容というのは、口頭審理における立ち会いは行政書士の法定業務とは言えないけれども、行政書士は法定業務以外のこと、例えば口頭審理の立ち会いを行うのは禁止されていない。したがって行政書士の立ち会いは認められる、そのことに尽きるんだらうと私は理解をしているんですね。ところが入国管理局の方では、答申の言葉じりをとらえて、それを自分の都合のいいようにねじ曲げて立ち会いを拒んでいるということですね。

ここで大事なことをお話ししたいのですが、なぜ入管法の10条4項の中で立ち会いということがわざわざ言われているのか、立法趣旨は何なのかということですね。これは、密室の中で、言葉もよくわからない、制度にも不案内な外国人が不利益な取扱いを受けないように、それから、違反審判の過程ができるだけ透明化され可視化されるということが、10条4項の根本的な立法趣旨だと思うんですね。

私たちの立場から言えば、行政書士を立ち会いに参加させることにおいて、行政上の不利益は何もない。むしろ、参加させることによって、外国人が公正な手続を受けることができるメリットが大きいだらうと考えているわけです。

○福井主査 担当者の固有名詞とか、何月何日にあった発言だとかはわかりますか。

○原屋陽氏 それは、ここで言わなければ？

○福井主査 いえ、別にいいです。本当は、3か年計画、要するに内閣で決めたことですから、もし、内閣の方針に従えないという職員がいたら、公務員の個人責任の追及の問題にも発展することなので、今でなくても結構ですが、場合によっては、固有名詞も含めて調査する必要がある

かもしれないと思います。

○原屋陽氏 はい、承知いたしました。

ただ、入国管理局というお役所では、上司の命令、本省の指示に従わざるを得ないという立場の方々だろうと思いますので。要は、入国管理局が組織として行政書士の立ち会いを実務の運用上拒み続けているということだろうと思うんですね。その組織の責任を取るのは、その部署のトップに立っている方ではないかと思います。入管法の10条4項が立ち会いの要件として求めているのは「知人」ということだけなんですね。それで、この知人ということについては、顔を合わせたら、そのときからもう知人ですよということなんですね。おっしゃるとおりなんです。この「知人」という10条4項の言葉に制限的な条件を勝手に付け加えることは、これは許されることではないだろうと思います。

ですから、なぜ入国管理局がかたくなに行政書士の立ち会いを拒むのかと。余りこういう不自然な筋の通らない理屈で行政書士を排除しようという姿勢をかたくなに続けていると、入国管理局は、違反審判手続を外部のものに見せたくないのではないかという変な勘ぐりも当然出てくると思うんですね。これは時代の流れに逆行している。今や手続については、できるだけ可視化、透明化し、密室の中で間違いが起こらないようにということが大きな流れですから、入国管理局も、その流れに従って今後業務を進めていっていただきたいと思います。

立ち会いについては、ほぼこれに尽きると思います。入国管理局の今の姿勢は100%誤りです。

○福井主査 立ち会いもいいよという入管もあるんですか。

○原屋陽氏 ありません。

○福井主査 全部ですか。全国どこでも行政書士さんはだめということですか。

○原屋陽氏 はい。なぜかというと本省の指示だからです。私は直接、本省の方とお話をし、建前としては認めているけれども、業務上知り合った者は知人としては認められませんよと。それから、立ち会ったら業務でないことを立証せよと言って、いろいろ難くせをつけて、実態的に行政書士が立ち会うことを排除していると。

○福井主査 わかりました。以上でございますか。

○原屋陽氏 立ち会いについては以上です。

それから、もう一つ、行政書士の口頭審理への参画についての異なった場面、つまり代理という場面があるんですが、これについては、代理行為が弁護士法の72条に抵触するかしらないかというところがポイントになると思うんですね。これは単なる私の私見にすぎないのですが、平成19年12月25日の参議院総務委員会でのやりとり、これは大変面白いと思うんですね。資料で添付しております。

○福井主査 資料のページですね。

○原屋陽氏 よろしいですか。

○福井主査 はい。

○原屋陽氏 そこで、質問者もなかなか的確な質問をしているのですが。

○福井主査 これはどこの政党の方ですか。

- 原屋陽氏 政党は共産党だったと思いますが。
- 福井主査 山下委員と衆議院議員今井宏さんというのは、これはそれぞれどういう方ですか。
- 原屋陽氏 それぞれ、この行政書士法について論議が行われた場に参加していた委員の方々、総務委員。
- 福井主査 今井宏さんは、法改正の提出議員ですか。
- 原屋陽氏 そうでしょうね。答えていますから。
- 事務局 議員立法でやっていれば議員です。
- 原屋陽氏 議員立法ですから。行政書士法は議員立法です。
- 福井主査 提出議員が答えていて、そうでない委員が質問しているということですか。
- 原屋陽氏 そうですね。
- 福井主査 わかりました。
- 原屋陽氏 これはなかなか面白い。

答えが面白いんですね。「法律事件に関する法律事務に該当するかどうかにつきましては、紛争性があるかどうか、すなわち法律上の権利義務について争いや疑義が具体的に顕在化しているかどうかで判断することとなるわけでございます」とはっきり答えているわけです。もし、この解釈がそのまま通ると仮定すると、行政書士が口頭審理において代理をすることについては、全部とは言いませんが、その一部は容認されるべきであろうと思います。

その理由なんです、口頭審理というのは、争いがある局面と争いがない案件と2種類の案件があるんですね。例えば、資格外活動で摘発され退去強制処分になるというようなケースについては、これについては違反事実の有無、あるいはその様態、そして法令の適用解釈、その他の事々について、当然争いが存在するわけですから、これについては、もしかすると弁護士法の72条に触れるかもしれない。

通常、私たち行政書士が関与する身分関係の成立に基づいて在留特別許可を求める案件の場合、こういった事件の場合には、違反の事実、それから法令に違反をしているということ、あるいはその法令の解釈、そういったことについては基本的に争いはないんです。ことごとく自らの違反を認めた上で、法務大臣の特別な在留の許可をお願いしたいと。そのお願いをする根拠、つまり日本人や永住者などとの家庭生活を平穏無事に営んでいますよというような特別に在留を認めるような理由がありますよということを訴える、ここには争いは何もないわけです。事件の周辺事情あるいは本人の情状について訴え、お願いをするというだけの行為なんです。したがって、これについては、言葉を代理と言おうと何と言おうと、行政書士がその場にそういった形で関与することは容認されるであろうと思います。

口頭審理の最後に、判定通知書が出された後、もしこの判定に異見があるのであれば異議申出書を出しなさいよと特別審理官から指示されるんですね。

- 福井主査 この口頭審理というのは何の口頭審理ですか。
- 原屋陽氏 違反口頭審理ということですね。
- 福井主査 それはさっきの50条の。

○原屋陽氏 50条関係です。

○福井主査 在留特別許可。

○原屋陽氏 はい、そうです。

この異議申出書というのは、弁護士法の72条にいう異議申立てと言葉が似ていますからちょっと神経質になるところがあるんですが、この異議申出書というのは、違反事実や法令適用解釈について争うという意思表示ではありません。法務大臣に人道上の配慮と寛大な処分をお願いしますという嘆願の文書なんですね。したがって、異議申出書という文書を口頭審理の最後に提出することになっているけれども、これは弁護士法の72条に明らかに違反する行為とは言えないだろうと私は考えています。

以上です。

○福井主査 ありがとうございます。

この異議申出というのは、おっしゃる趣旨は、弁護士法72条にいう異議申立とこの入国管理法の49条の異議の申出は法的概念が異なるという御趣旨でございますね。

○原屋陽氏 これが異議申出書です。ここにはっきり書いてあるんですね、「日本人の配偶者と同居のため」とあらかじめ。

○福井主査 それは何か様式集のようなものですか。

○原屋陽氏 様式集のコピーです。

○福井主査 ありがとうございます。

まず、行政書士法の1条の3ですが、この中の聴聞、それから意見陳述、「聴聞又は弁明の機会の付与の手續その他の意見陳述のための手續において当該官公署に対してする行為について代理」という、一つの論点はここですね。もう一つの論点は、これは入国管理法上の「知人」の解釈と主に2つですね。

○原屋陽氏 「知人」の解釈については、もう論議の余地もないだろうと私は思うんですよ。

○福井主査 最初の方につきましては、要するに聴聞、弁明等の意見陳述の代理権が明文で認められている以上、それについて弁護士法の72条の問題になる余地はないのではないかと御趣旨でございますね。それはおっしゃるとおりと存じますが。

○高橋脩氏 要するに紛争性が全くないという解釈ですから。

○福井主査 これについて、入管の運用で何か問題だとお考えになる事例がございますか。

○原屋陽氏 代理について言えば、とりあえず第3次答申、それから入管の新しい事務連絡で容認されているのは、極めて不十分というか、内容的にほとんどゼロに等しい代理なんですね。なぜかという、争わない、上陸の許可を求めない、それから情状についても争わないということが、代理を容認する場合の条件とされているからです。

○福井主査 この読み方は、私はこの起草者の一人ですので解説しますと、これは、答申の閣議決定になっている「申請者において、異議の申出をする旨の意思を表明していないこと、上陸のための条件に適合していないことについて争わず、かつ、法務大臣の上陸の特別の許可を求めず、その情状も争わないことなどの事情により、紛争性がない事案については」、要するに行政書士

法の趣旨を没却することがないようにきちんと認めないといけません、こういう趣旨です。

ここに上げております異議申出の意思を表明していないとか、あるいは条件適合を争わないとか、あるいは法務大臣の上陸特別許可を求めず、かつ情状も争わないというようなものは、紛争性がない事案の一類型という例示に過ぎません。ですので、「など」とありますように、こういう場合は文句なく紛争性がないですということを言っているだけでございまして、これ以外にも紛争性がない事案というのは無数にあり得る、観念的にはほかにもあり得るということですから、何かこの字面の例示に完全に該当していないと代理ができませんという趣旨では全くないんです。

○原屋陽氏　そういうふうにおっしゃっていただくと大変心強いのですが、入国管理局は、その立ち会いについての解釈とその後の運用にはっきり現れているように、これも字面だけの解釈を行うわけですね。

○福井主査　明確に「など」と書いてありまして、「そういうときに限る」とは全然書いていないわけですね。

○原屋陽氏　入国管理局はそのようには言わないです。

○福井主査　これは日本語の解釈としては、こういう場合は明白だと一見明白なことを象徴的に例示に上げただけでございまして、これ以外にも紛争性がない事案というのは無数にあり得るといことは、これは私どももそう理解しておりますし、当時の交渉にかかわった法務省の担当者とも、そういう理解でこれをつくっております。

○原屋陽氏　行政書士がかかわる在留特別許可については、異議の申出をまずやりますよと。それから、これは法務大臣の上陸の特別の許可というものを在留の特別許可に読み替えて、在留の特別許可も求めますよ、その求める根拠としての情状も主張しますよという立場ですから、一見すると、ここの条件とは少し離れているのではないかと解釈されかねない、そういう余地があるだろうと思いますね。

○福井主査　これは何で（ア）の方は違反口頭審理がないんですか。

○原屋陽氏　そこもお伺いしたいんです。ここに、第3次答申に上陸口頭審理のみ書いてありますから、入管の事務連絡についても、違反審査の口頭審理については実は言及していません。

○駒井企画官　あじさいが別だからですか。あじさいももみじも両方が。

○原屋陽氏　それは今日私が提出した意見書の中にも、これはちょっと片手落ちではないかということでも少し触れているんですが。

○福井主査　これは条文上の根拠は違うんですか。違反口頭審理と上陸口頭審理の条文は同じですか。

○原屋陽氏　条文は違います。ただ、48条では上陸口頭審理の手続き規定をこちらに運用するというような形になっています。

○福井主査　上陸口頭審理は何条でしょうか。

○高橋脩氏　10条ですよ。

○原屋陽氏　それから、違反の口頭審理については48条ですね。

○福井主査　上陸口頭審理の方は、異議の申出というようなものを經由しないで、いきなり口頭

審理に行くのですか。

○高橋脩氏　そうです。結局、機会を与えないで処分から始まるんですよ。上陸口頭審理の方ですね。だから、ここの11項ですか、「異議の申出を申出ない旨を記載した文書に署名させ、本邦から退去を命ずるとともに」ということなので、最初からあんただめですよということをはっきりと処分をもう言い渡すわけですね。

○福井主査　処分を言い渡す前提で、続きとしての口頭審理ですね。

○高橋脩氏　そうです。

○福井主査　違反口頭審理というのは、さっきの在留特別許可につながる方で。

○高橋脩氏　そうです。違反を知りながら、こちらの48条の口頭審理は、特別の事情があるかどうかを。

○福井主査　いわゆるオーバーステイは48条の問題で、まず、しょっぱな日本に来られる外国人の方の場合は10条の口頭審理ということですか。

○高橋脩氏　そうです。だから、もう10条の場合は、成田に着いた時点で、あなたはもう違反しているから上陸拒否ですよ、上陸拒否理由に該当しますよともうはっきりと明示するわけですね。

○福井主査　これは、たしか、もう一回経緯を確認しますが、48条の口頭審理の方は、異議の申出があるので、異議の申出という手続があった後で出てくるものだという前提があるので。

○原屋陽氏　逆ですね。口頭審理が終わって、最後に異議の申出をする。

○高橋脩氏　口頭審理が終わらないと異議の申出は出せないんですよ。

○原屋陽氏　口頭審理が終わって判定通知書が出ます。その判定通知書に対して、先ほどこのコピーを出しましたね。

○福井主査　48条の1項は、「前条3項の通知を受けた容疑者は、同項の認定に異議があるときは、……口頭審理請求をすることができる」とあります。ということは、これは47条3項の認定に対する異議をやるんだという、この用語がどうかということとはともかくとして、条文上、一応異議の申出として口頭審理をやるということになっているので。

○高橋脩氏　口頭審理が終わってから異議の申出なんですよ。だから、口頭審理の前に異議の申立てしないんです。

○福井主査　いや、それは口頭審理の結果としての認定に対する異議申出は49条なんですけど、48条の1項は、47条の3項の退去強制対象者に該当する旨の認定に対して異議があるときに48条の口頭審理の請求をするということになっているので、この異議に2種類あって、口頭審理は異議があるからやるんだという意味での48条のこの異議と、その口頭審理結果の認定に対して更に異議申出をしたい場合の異議の49条とは、一応別建てということになっているんです。

○原屋陽氏　段階を追っていくんですね。違反調査、違反審査、それから口頭審理。それで、違反審査が行われた後、認定通知書という用紙が手渡されます。それは入管法24条の何号に違反をしているから、あなたは退去強制処分にしますよと。それに対して、本人は退去強制処分にはされたくないわけですから、口頭審理をやってもらいたいと。退去しろという認定通知書については不服ですよということで、これを法令上は「異議があるときは」と述べているのですが、その

場合でも、認定に誤りがある、つまり違反したという事実の認定に誤りがあるという意味で異議の申立てをするのではなくて、違反事実は全部認めますが、日本に残りたい特別な事情があるので、更に特別審理官による口頭審理をお願いしたいと、これは口頭で行うんです。口で言えば大丈夫なんです。

○高橋脩氏 48条は、口頭で請求すると書いてありますからね。

○駒井企画官 要するに、48条に書いてある異議というの、49条にある異議というの、いわゆる実質。

○高橋脩氏 実質は同じです。

○駒井企画官 内容的にどうか、それこそ法律の内容が違うとかという、そこを争う異議ではないということ。

○原屋陽氏 おっしゃるとおりです。

○高橋脩氏 そうです。あくまでも、この異議という言葉が使われているので誤解を受けるんですけども、願出書出書みたいなものにしていいただければ全く問題がなかったんですけどもね。

○福井主査 ちょっとこの書き方には濃淡がございますが、代理の方は、上陸口頭審理だけに限るといってありませんけれども、少なくとも上陸口頭審理については、違反口頭審理よりはいわば紛争性のない領域が明らかに広はずだということで、そこを典型的な例として書いてあるというのが私どもの理解です。

違反口頭審理のすべてに紛争性があるとは私どもは考えておりません。明文で書くには残念ながら至っていないけれども、私どもとしては、当然そこでも紛争性がなくて、行政書士が代理をしても何ら法的に問題のない領域はあり得ると考えております。

また、この上陸口頭審理のこの閣議決定の文言の中身も、これは、「などの事情により、紛争性がない事案」と明確に書いてございますように、例示にすぎないということは先ほども申し上げたとおりでございますので、紛争性のまさに内容を具体的に判断しなければ、一概にこの代理をやること一般に紛争だということにはならないわけでございます。もしその点、何か誤解を生む運用があるようでしたら、私どもの方でも調査をして改善を求めたいと思います。

それから、この立ち会いの方なんですけれども、文字どおり親族というのは血統ですので、これは動かしようがないですが、「知人」というのはまさに知っている人でございまして、国語辞典的な意味と法令用語とが大きくかけ離れるはずはないわけでありまして、「知っている人」としての行政書士が立ち会いをなさるといことは、法的に何の問題もございませんし、知人が立ち会って報酬をもらってはいけないと禁じる規定は弁護士法を含め一切ございませんので、知人としてたまたま行政書士の資格を持つ方が、報酬をその観点に着目してもらわれたとしても何ら違法性などという問題にはなり得ない。したがって、行政書士の方が、まさに知人の資格で報酬を得ようが得まいが、立ち会いをされることには基本的には問題はないというのが我々の見解でございますし、そういう議論を経てまとまった閣議決定でございますので、もし違う運用があるとしたら、これも調査をいたしまして改善を求めないといけないと考えております。

○原屋陽氏 ありがとうございます。

○高橋脩氏 現実には、ここ1年半ぐらい、東京入管だけのことを申し上げれば、立ち会いは認めていただいております。

全部聞いたわけではありませんけれども、大体入管を専門にやっている、年間100件以上やっている行政書士に聞いても、ここ1年半ぐらいの立ち会いはやったことがない、行ってもやらせてくれないと。

○駒井企画官 1年半というのは、この事務連絡が出ているのが。

○原屋陽氏 法定業務ではないから立ち会いは出来ないとする事務連絡が7月に出ているので、それから後。

○高橋脩氏 そうですね。

○駒井企画官 いやいや、その立ち会いについては平成21年1月7日付になっていますよね。ですから実質1年ですけれども、その1年の間ということですか。

○高橋脩氏 そうです。

○福井主査 要するに、一切例がないんだったら、法令の解釈を明確化した意味が全くなくなりまして空文になってしまうわけですね。それはちょっと異常な運用のように直観的には思いますので、よく調べてみたいと思います。

○原屋陽氏 体質的に第三者を関与させたくないというのがあるようなんです。実は、これはある行政書士の方から私のところに入ってきたメールなんです、ちょっと読んでいいですか。

○福井主査 はい、どうぞ。

○原屋陽氏 6年前に一度だけ、申告人の妻が妊娠して大きなおなかを抱えているので、妻の体を気遣い、私が立会人になろうかと考えて入管でその話をしたことがありました。職員は、見るからに立ち会わせたくないという雰囲気に対応しました。目に余る不快な態度だったので私は抗議しようと思いましたが、しかし、陰悪な雰囲気を察した配偶者が、出産前だが十分に立ち会うことができると申出たため、配偶者が立ち会って在留特別許可を受けました。

○福井主査 「出産前だが」何ですか。

○原屋陽氏 出産前だけれども十分に立ち会いはできますよと。つまり、奥さんはおなかが大きかったんですね。

○福井主査 奥さんが外国人ですか。

○原屋陽氏 夫が外国人です。

○福井主査 夫が外国人で、奥さんの立ち会いを入管職員が余り快く思っていなかったということですか。

○原屋陽氏 違うんです。奥さんの立ち会いはよろしいと。行政書士が奥さんにかわって、配偶者にかわって行政書士が立ち会いをしようとしたところ、職員は、見るからに立ち会わせたくない。極めて目に余る不快な態度であったと。

○福井主査 その行政書士の立ち会いはなくなったわけですか。

○原屋陽氏 この件では、配偶者が立ち会いをしますからと言ってね。

- 福井主査 要するに、行政書士は立ち会ったんですか。
- 原屋陽氏 していません。この行政書士は立ち会いをしていません。
- 福井主査 ということは、これは一応、是正通達がいつでしたか。
- 駒井企画官 去年の1月7日です。
- 福井主査 去年の1月に出ている。それ以降、先生方が把握されている限りでは、1件の立ち会い例もないと考えてよろしいですか。
- 高橋脩氏 私が聞いた範囲ではないですね。
- 福井主査 それは、行政書士会では、何か調査とかはされましたか。
- 高橋脩氏 特別に調査はしていませんけれども、大体入管をやっている行政書士何十人かに聴いても、だれもやったことはないという答えですね。
- 福井主査 それは奇妙ですね。通達自体も空文になっているわけですね。
- 高橋脩氏 そうです、全く空文化されていますね。
- 原屋陽氏 つまり、事務連絡の内容を自分たちに都合がよいように曲げて解釈をし、実際の運用の面で行政書士の立ち会いを排除すると。
- 福井主査 その理由は大体先ほどからお聞きしたような、何と申しますか、立ち会いは行政書士としてだったらだめだとか、そういう理由は大体パターン化されているわけですか。
- 原屋陽氏 そうですね。あとは、私は直接聴かなかったのですが、立ち会いを拒否された行政書士の方が、個人情報に第三者に触れることになるからだめだよと。
- 福井主査 本人が立ち会ってほしいと言っているわけでしょう。
- 高橋脩氏 実際、陳述書を最初からつくっているのですから、個人情報に第三者に触れるなんていうこと自体が全くナンセンスな説明なんですよ。何十枚も陳述書をつくっているわけですから。
- 福井主査 いずれにいたしましても、お聴きした限りでは、かなり閣議決定の趣旨に違反している疑いが濃厚に思われますので、至急私どもで調査して適切な対応をしたいと思えます。
- 原屋陽氏 第3次答申に反して、実際、本省から立ち会いを排除しろというような指示をしておきながら、一方では、ホームページ上で行政書士の立ち会いを容認するという措置を講じた公表するような、これは極めて不誠実きわまりない。
- 駒井企画官 原屋さんのこの意見書の中の2ページ目の2段目のところにある、これが多分最たるケースなんだろうと思うんですけども、事務連絡の複写を提示して、立ち会いできるはずだと抗議したにもかかわらず、本省からの指示に基づくので認めるわけにはいかないという返答があったということですかね。
- 原屋陽氏 はい。そこまでやったにもかかわらずですよ。これは、私がそのときどんな気持ちになったか御理解いただけたと思いますが。
- 福井主査 本日は貴重なお話をいただきましてどうもありがとうございました。
- いづれにしましても、至急対応して、事実関係次第で適切な措置をとりたいと思えます。

以上